

沖縄鉄軌道計画検討委員会 設置要綱（案）

（名称）

第１条 本委員会の名称は、沖縄鉄軌道計画検討委員会（以下、「委員会」という。）とする。

（設置目的）

第２条 委員会は、沖縄県が実施する沖縄鉄軌道県計画策定に向けた取り組みにおいて、交通政策、観光、経済振興等の総合的観点から検討を行い、適切な計画策定を促すことを目的とする。

（所掌事項）

第３条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 前条の目的を達成するため、専門的見地から意見を述べること。
- （２） その他、前条の目的のため、委員会が必要と認める事項について意見を述べること。

（委員会）

第４条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・専門家からなる委員で構成する。

- ２ 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出する。
- ３ 委員会は、委員長が招集する。
- ４ 委員会には副委員長を置くこととし、委員長が指名する。
- ５ 委員長に事故がある時は、副委員長がこれを代行するものとする。
- ６ 委員会は、委員の総数の過半数（テレビ電話の参加含む）をもって成立するものとする。
- ７ 委員会には、別途設置する沖縄鉄軌道プロセス運営委員会及び沖縄鉄軌道技術検討委員会の代表者として委員長が参加するものとし、それぞれの委員会の立場から意見を述べるものとする。
- ８ 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

（第三者性）

第５条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の立場や利害を代表してはならない。

(情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、委員長の判断に基づき、委員会および記録を非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、第2条の目的が達成したときまでとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

(別表)

沖縄鉄軌道計画検討委員会
委員名簿

分野	専門	氏名	所属・役職
交通政策・ 国土計画	国土・交通政策・ 社会基盤政策・ 地域政策	森地 茂	東京大学 名誉教授 東京工業大学 名誉教授 政策研究大学院大学 政策研究センター長
	交通計画	上間 清	琉球大学 名誉教授
	国土・土木・交通 計画・交通工学	藤井 聡	京都大学大学院 工学研究科 教授
まちづくり	都市計画	池田 孝之	琉球大学 名誉教授
観光	観光経営学	廻 洋子	淑徳大学 経営学部長
経済	地域経済学・ マクロ経済学・ 産業関連論	名嘉座 元一	沖縄国際大学 経済学部 教授
沖縄鉄軌道プロセス 運営委員会代表者	国土・交通計画・ 合意形成	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授
沖縄鉄軌道技術 検討委員会代表者	都市計画・交通計 画・物流計画	兵藤 哲朗	東京海洋大学 海洋工学部 教授